

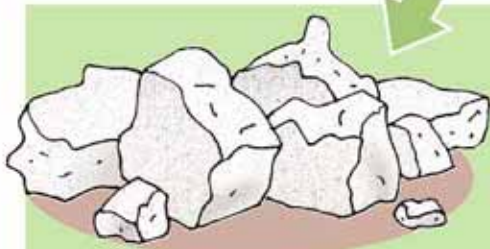
建設リサイクル法

建設工事におけるゴミゼロを目指して



解体

分別



コンクリート塊



アスファルト・コンクリート塊



建設発生木材



再生クラッシャーラン



再生クラッシャーラン



再生加熱アスファルト混合物



木材チップ

リサイクル



循環型社会形成には建設廃棄物のリサイクルが必要です。

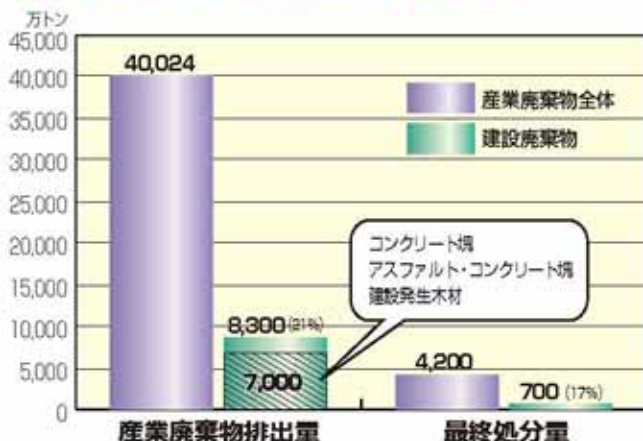
1 建設廃棄物の現状

① 産業廃棄物の最終処分場は平均 4.3 年で満杯になります。



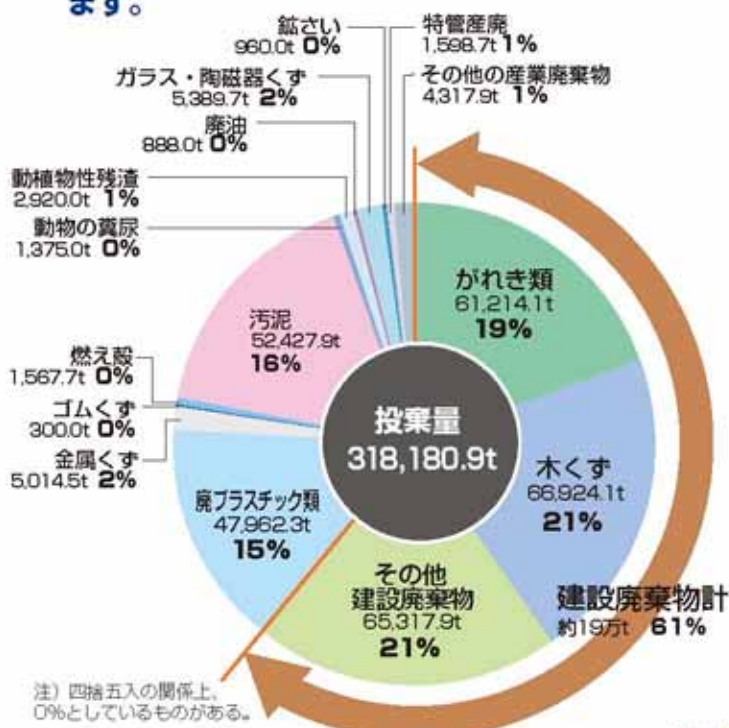
(平成13年度/環境省調べ)

② 建設廃棄物は産業廃棄物の排出量の約 2 割、最終処分量の約 2 割を占めています。



「産業廃棄物の排出量及び最終処分量」
(産業廃棄物全体: 平成13年度/環境省調べ、建設廃棄物: 平成14年度/国土交通省調べ)

③ 建設廃棄物は不法投棄量の約 6 割を占めています。



不法投棄量の内訳

(平成14年度/環境省調べ)



2 建設廃棄物のリサイクル

建設廃棄物の排出量のうち、あわせて約 8 割を占める、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材のリサイクルがまず必要です。

建設リサイクル法基本方針におけるリサイクル等率の目標

コンクリート塊
アスファルト・コンクリート塊
建設発生木材(※) → **95%**
(平成22年度まで)

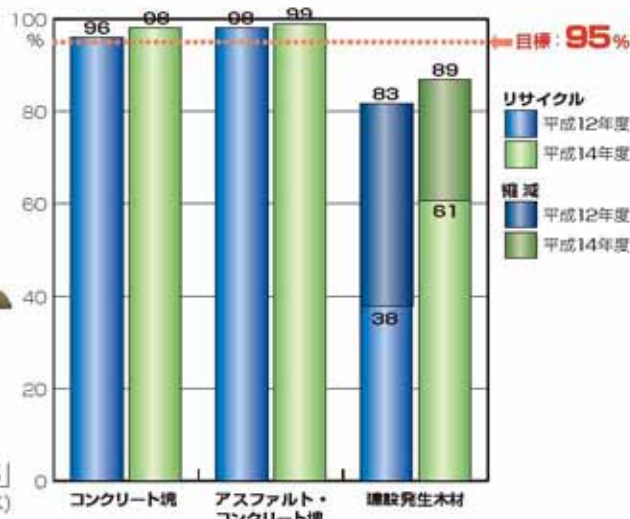
※建設発生木材は縮減された量も含まれます。

コンクリート塊やアスファルト・コンクリート塊は目標値を満たしており、今後はその維持が課題です。建設発生木材はさらなる取組が求められています。



建設廃棄物のリサイクル等率の推移

(平成14年度/国土交通省調べ)



建設工事では分別とリサイクルが必要です。

以下の対象建設工事(※1)については廃棄物となった**特定建設資材**(※2)を一定の技術基準に従って工事現場で分別し、**リサイクル等**(注)することが義務付けられています。

※1 対象建設工事

建築物の解体工事	床面積の合計が80m ² 以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計が500m ² 以上
リフォーム工事等	請負代金が1億円以上
土木工事等	請負代金が500万円以上



※2 特定建設資材

① コンクリート



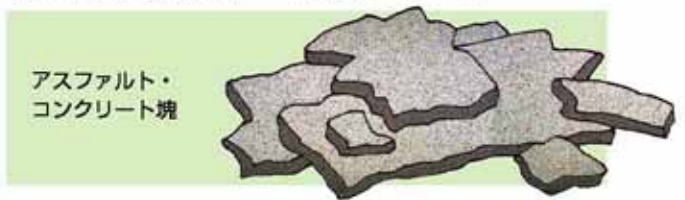
③ 木材



② コンクリート及び鉄から成る建設資材



④ アスファルト・コンクリート



(注) 建設発生木材は一定距離(半径50km)内にリサイクル施設がないなどリサイクルが困難な場合には、適正な施設で縮減(焼却)を行えば足りることとしています。

解体工事業者の登録

解体工事業を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければなりません。ただし、土木工事業、建築工事業及びとび・土工事業に係る建設業の許可を受けた者^{*}は除かれています。

^{*}建設業を営もうとする者は、一定額または一定規模以下の軽微な工事のみを請け負うことを営業とする場合を除き、建設業の許可を受けなければいけません。(建設業法)

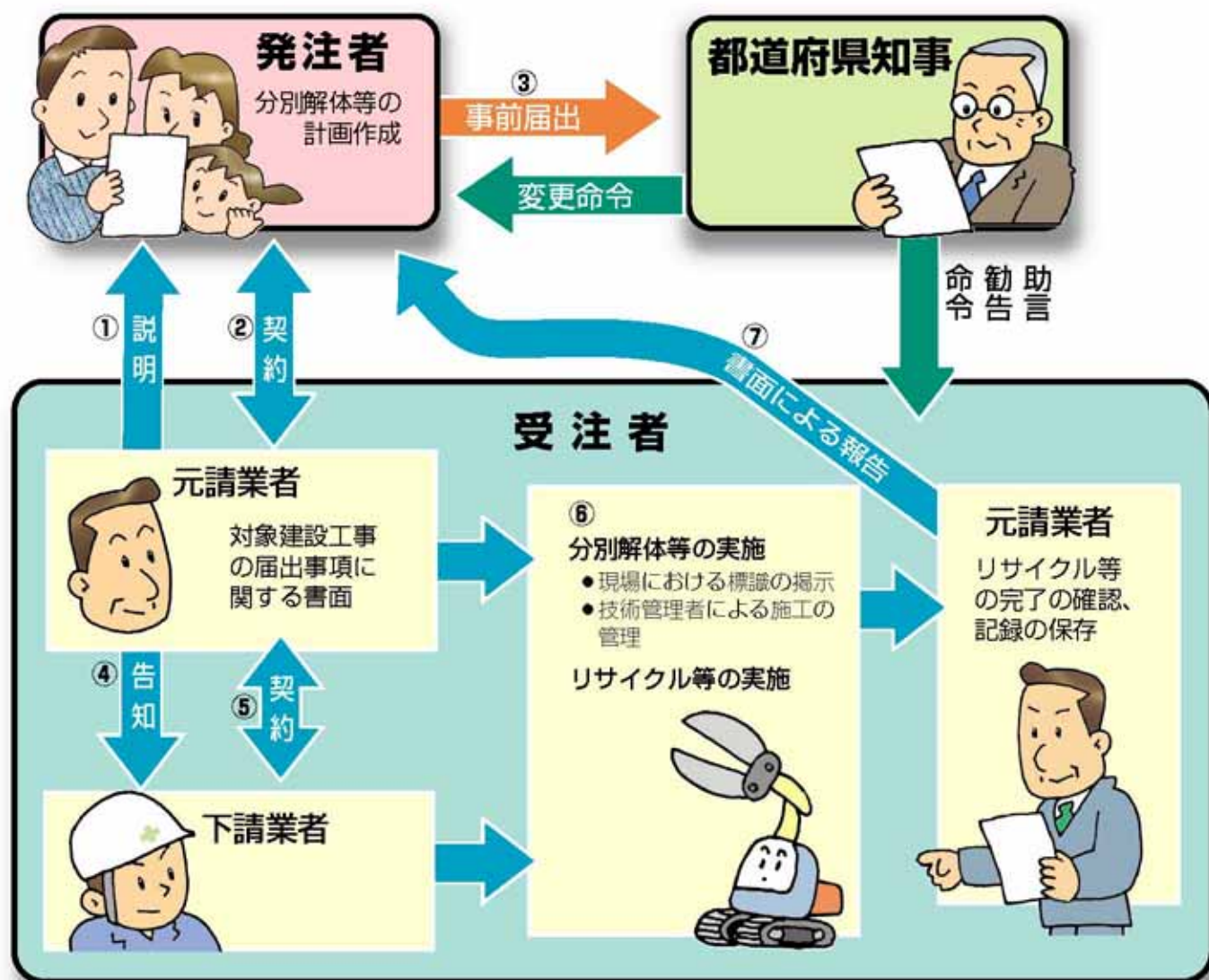
解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	江古工業
法人である場合の代表者の氏名	江古環太郎
登録番号	〇〇〇
登録年月日	〇年〇月〇日
技術管理者の氏名	山森守郎

罰則

登録を受けずに解体工事業を営んだり、対象建設工事の届出を行わなかった場合等には罰則規定が適用されます。



建設リサイクル法の手続きの流れ



- ①説明……元請業者は発注者に対し、分別解体等の計画等について書面を交付して説明します。
- ②契約……発注者が元請業者とかわす契約書面においては分別解体等の方法を明記する必要があります。
- ③事前届出…発注者は工事着手の7日前までに、分別解体等の計画等について届け出ます。
- ④告知……元請業者は、他の建設業者に下請させる場合には、下請業者に都道府県への届出事項を告知します。
- ⑤契約……元請業者が下請業者とかわす契約書面においては分別解体等の方法を明記する必要があります。
- ⑥分別解体等・リサイクル等の実施
分別解体等を実施する際には、
・解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲示します。
・解体工事の技術上の管理をつかさどる技術管理者を選任し、施工管理します。
また、リサイクル等を実施します。
- ⑦報告……元請業者はリサイクル等が完了したときは、発注者に対し書面でその旨を報告するとともに、リサイクル等の実施状況に関する記録を作成し、保存します。

この法律に関する問い合わせは下記までお願いします。

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 企画課リサイクル推進室

電話 03-3581-3351(代) 内線6837 ホームページ <http://www.env.go.jp/>